

〔藤枝市教育カードローン〕

項目	内容
1. 商品名	・藤枝市教育カードローン
2. 資金使途	・申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる下記の資金にご利用いただけます。 ①就学する学校等への納付金 寄付金・学校債・滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます ②就学にかかる付帯費用 受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等 ③①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
3. 借入資格	・次の条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる個人の方 ①当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ②満18歳以上の方 ③安定継続した収入のある方 ④藤枝市Uターン・地元就職応援プロジェクト制度対象者登録決定通知書を有している学生等の保護者
4. 融資形式	・当座貸越（入学前・在学中） ※卒業後は別商品「教育カードローン」の証書貸付に切替でご返済いただきます。
5. 融資期間	・5年以内（1年毎の自動更新） ※就学予定日の9ヵ月前の月初日からご契約が可能です。 ※医学部や薬学部等の6年制大学等、在籍予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヵ月後の月末までとなります。 ※当座貸越の出金可能期間は、教育カードローン当座貸越の契約期間中、かつお借入ご利用期限（就学者の卒業予定月の末日）を限度とします。 ※ご契約時に、卒業予定月の3ヵ月後の月末までを限度として、証書貸付切替期限を設定します。
6. 融資金額	・50万円以上500万円以内（10万円単位）
7. 融資利率	・変動金利 ①ご融資の利率は、当金庫の基準金利に保証料を上乗せ、基準金利及び保証料の変更幅と同一幅で変動します。 *金利情勢により変更となる場合があります。 ②ご融資後の利率は、基準金利の変更日以降、最初に到来する約定返済日の翌日から適用されます。
8. 返済方法	・当座貸越期間中は元金返済据置とし、お利息（保証料含む）のみお支払いいただきます。 *お利息（保証料含む）は、毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算にて算出します。 ・元金の返済は随時可能です。 ・元金返済据置は卒業予定月の3ヵ月後の月末までとし、その時点での当座貸越残高を証書貸付へ切替え、割賦返済していただきます（3ヵ月以上10年以内）。
9. 担保	・不要
10. 保証人	・不要（一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けていただきます）
11. その他参考事項	・ご返済額、融資利率など詳しくお知りになりたい方は、窓口または営業係までお問い合わせください。詳しくは店頭にて「説明書」をご用意しています。 ・審査結果により、お申し出に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。